

令和8年7月13日

入札公告（建設工事）

分任契約担当官代理
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処
会計科契約班長 給 前 俊 二

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

1 工事概要

- (1) 工 事 名 #48建物ほか屋根補修工事
- (2) 工事場所 陸上自衛隊白老弾薬支処
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
屋根葺替え×2棟
- (4) 工 期 令和9年3月31日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付けを受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上あること。
- (5) 平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、上記2(4)の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績で工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利

用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した工事で 65 点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
平成 20 年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。
なお、当該経験が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。また、経験で工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除く。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第 150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 北海道防衛局が発注した「2 (4)と同種の工事」のうち、令和元年度以降令和 5 年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。
- (10) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (12) 北海道内に建設業法の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者

3 入札手続等

(1) 担当部局

ア 入札に関する事項

〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1

陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科（担当：給前）

電話 0144-82-2107（内線284）

FAX 0144-82-2105（直通）

Eメール fin-shiraoi-nadep@inet.gsdf.mod.go.jp

イ 仕様書に関する事項

陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 総務科営繕班（担当：木村）

電話 0144-82-2107（内線220）

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和8年7月13日（月）から令和8年7月28日（火）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和8年7月28日（火） 午後5時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより行う。電子メールにより申請する場合は電話等により通知すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年8月20日（木） 午前11時00分

イ 場所 白老弾薬支処会議室

(5) 郵送等による入札

ア 提出期限 令和8年8月19日（水） 午後5時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

ウ 送付要領

(ア) 入札書は、「#48建物ほか屋根補修工事」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。

(イ) 上記(ア)の入札書が入った小封筒と「資格審査結果通知書」の写しを郵送用封筒に入れ、郵送等で送付する。

エ 到着の確認

郵送等による入札を行うものは発送した後、(1)の担当部局担当者に郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

(3) 再度入札

ア 郵送等による入札者がいない場合、直ちに実施する。

イ 郵送等による入札者がいる場合

(ア) 再度入札の実施日時

令和8年8月25日（火）午前11時00分

- (イ) 郵送等による再度入札の要領
 - a 送付期限
令和8年8月24日（月）午後5時
 - b その他の要領
初度の入札と同様
- (4) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5を違約金として徴収する。
- (5) 契約保証金 免除。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付すものとする。
なお、保証金額又は保険金額は、請負金額の10分の1以上（予決令第86条の調査を受けた場合は10分の3以上）とする。
- (6) 入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告に示した競争参加のない者のした入札
 - イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
 - エ 申請書及び資料を提出期限までに提出しなかった場合
 - オ 工事費内訳明細書の内容に著しい不備があつて当該入札書の内訳であると認められない場合
 - カ 入札金額、入札者及び押印が判別し難い入札書
 - キ 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
 - ク 電話、電報及びFAXによる入札
 - ケ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があつた場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (7) 落札決定方法
総額により決定し、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、同額の場合は抽選とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (8) 配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない
- (9) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (10) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

- (11) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (12) 資格決定通知書に関し、記載内容に変更のあったものは、当該「写」を入札開始前までに提出する。また、郵送等による入札の場合も同様とする。
- (13) 契約金額300万円以上の場合、希望により前金払を使用することができる。低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (14) 契約書作成の要否
要
- (15) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (16) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- (17) 陸上自衛隊の建設工事に係る入札心得書及び標準契約書の内容を遵守すること
- (18) 詳細は、入札説明書による。
- (19) 適用する契約条項
 - ア 本契約については、陸上自衛隊「建設工事に係る標準契約書」(陸幕会901号(28.8.25)別冊第2)の各条項を適用する。
 - イ 陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」(陸幕会第1168号(30.12.14))付録第11「談合等の不正行為に関する特約条項」、付録第12「暴力団排除に関する特約条項」を付する。
- (20) 公告掲示場所
北海道補給処ホームページ
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (21) 公告掲示期間
令和8年7月13日～令和8年7月28日

書樣仕記特

工事件名：#48建物ほか屋根補修工事

II 丁毒提話·白老那白老町字白老782-1
北海道樽給処白老彈藥支処

III 工事概要：屋根葺替之×2棟

章	項	目
一	1	総則
	2	施工
	3	監査
般	4	軽微な変更
	5	材料
共	6	材料検査
	7	現場管理
通	8	書類手続
	9	工事写真
項	10	作業時間
	11	電気・水道等
	12	発生材
	13	補償
	14	施工管理
	15	竣工検査
	16	その他の

本仕様書及び図面は、北海道補給処白老弾薬支処において実施する「＃４８建物ほか屋根補修工事」について必要事項を規定する。

本工事は、本仕様書及び図面によるほか、国土交通大臣官庁官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書』及び『公共建築改修工事標準仕様書』に基づき入念に施工する。

本仕様書及び図面に明記のない場合又は疑いが生じた場合にはすべて監督官と協議を行い、その指示に従う。図示された寸法等は参考寸法とし、現地採寸を行い施工を行うこと。

現場の納まり状況により経費的な変更の必要性が生じた場合は監督官と調整し、その指示により施工する。ただし、諸負金額及び工期等の変更はない。

(1) 本工事に使用する材料は、仮設資材を除くすべて新品とする。
(2) 本工事に使用する材料は、仕様書等に記載されたもの又は同等品以上とする。ただし、同等品以上の場合は、工事着手前に監督官の承諾を受ける。

すべての材料は工事現場に搬入の都度、監督官の検査を受け合格したものを使用する。

(1) 本工事には、現場代理人を常駐等をさせ労働者の監督及び諸調整を密にする。
(2) 工事現場は常に諸材料その他の整理及び清掃を行い、火災等の事故防止に努める。
(3) 危険性のある場所には危険表示等の処置を行う。
(4) 工事現場及び許可された場所以外への無断立入・写真撮影は厳禁とする。
(5) その他、官側の規則等に従うこと。

本工事に必要な書類手続き等は、監督官の指示に従い遅滞なく提出する。

工事写真は、着工前・主要な工事段階・完成後・隠蔽箇所及びその他監督官の指示する箇所とし、カラーバージョン・デジタルカメラのどちらかで撮影してもアルバムを作成のうえ、監督官に提出する。

作業時間は原則、平日０８：３０～１７：００とする。ただし休日及び１７：００以降の作業が必要な場合は、官側から許可を得ることとする。

電気、水道は請負業者の負担において準備すること。

有価材は材質ごとに分類して「発生材図書」により官側に引き継ぐものとす。集積は官側に随時調整後、指定場所に搬出し飛散防止等の処置を講じる。その他の発生材については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、請負業者の費用負担及び責任において適正に処理を行うこと。産業廃棄物管理票を交付し、処理の精度、写しを工期内に官側へ提出すること。

本工事において既存の施設等に損傷を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、請負業者の負担において修復する。

本工事において、元請業者が下請業者と工事下請負契約を締結し工事を施工・完成させる場合は、施工体制台帳を作成し監督官に提出する。

本工事後、設計図書に基づき請負業者が立会の上、官側が指定した日時に竣工検査を受けるものとする。

工事関係書類及び写真データの整理・作成については、情報流出に万全を期するためファイル交換ソフトをインストールしていないパソコンを使用する。

容

章

項

目

特記事項

1

全般

2

事前調査

3

仮設工事

4

木工事

5

屋根及び
とい工事

6

撤去工事

諸負業者は、工事を完全に遂行できる能力を具備する。

ア 関係法令等に基づき石綿含有建材の調査を行う。

イ 石綿含有建材の調査報告書を監督官に提出する。

ア 標準仕様書2.2.4(2)によるほか、設置においては「手すり先行ガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号。平成21年4月24日）における別紙第1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」20(2)の手すり据置方式又は(3)の手すり先行足場方式により行う。

イ 屋根工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971（屋根工事用足場及び施工方法）の施工標準に基づく足場及び措置機材を設置する。

ウ 外部足場はくさび緊結式足場とし、設置高さは軒先側が軒高以上、妻側は棟高以上とする。

エ 外部足場設置に際し、建物の出入口は梁飛ばし等を設置し出入り制限を行わない仕様とする。

オ 外部足場の壁つなぎ材の施工は、撤去後、補修の少ない位置とし、壁つなぎ材を撤去したのち、原状に復する。

ア 野地下地は木製母屋にびく留め。垂木間隔 455以下とする。

イ 野地下地は木材の寸法に応じた適切なひねり金物を用い桁と緊結する。

ウ 野地板は野地下地にびく留め。びくの間隔 150以下とする。

ア 溶融55℃以上の溶融金めっき鋼板 片面が一定厚の金属板 厚み 0.4mm（上部）止水材（防水シート）
働き幅400程度 びく留め びくの間隔 300以下 3/4インチグリーン近似色

イ 役物は屋根葺き材に同じ。厚み 0.4mm

ウ 下葺材は田島（フタ）材 または同等品以上とする。

エ 谷板の形状は二重はせとし、つかみ込み納めとする。

オ 屋根工事の保証期間は10年とし、製造者、施工者及び受注者の三社の連名による保証書を監督官に提出する。

撤去に際し、既存部分に損傷を与えないように、注意して施工する。

白老弾薬支処

道道 白老大滝線

道央自動車道

至 苫小牧

町道陣屋線

太平洋

59建物

48建物

白老インター 至 室蘭

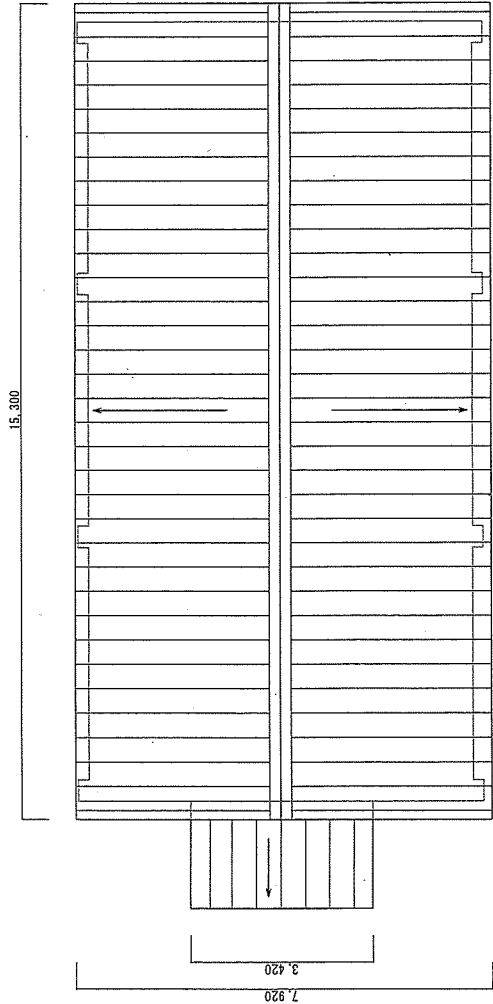
案内図 S-N.S

配置図 S-N.S

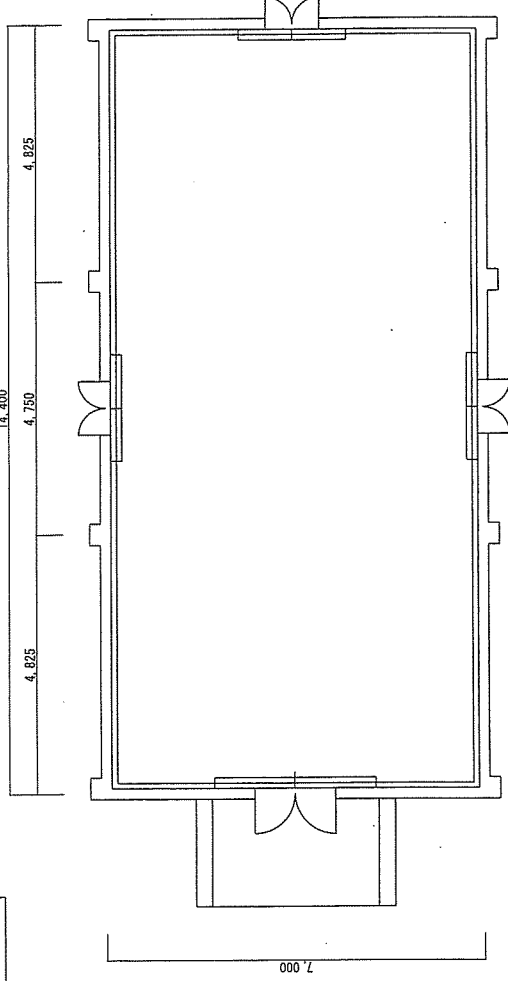
件名	# 4 8 建物ほか屋根補修工事				図番	1/7
図名	工事仕様書・案内図				縮尺	示
支処長	総務科長	補給科長	営繕班長	企画管財主任		
北海道補給処白老弾薬支処			令和8年7月8日			

工事完成後要返却
工事関係者以外不許複製

■ 改修内容		
1. 外部の改修		
屋根	(1) 既存片面が「長尺鉄板 t0.35 堅平葺 (727mm×719mm)」、野地板 t15 (共) を撤去し、片面が「ガルバリウム鋼板 t0.4 堅平葺 (727mm×719mm)」、野地板 t12 (共) に更新する。	壁 (1) 一部既存の壁の上に片面が「ガルバリウム鋼板 t0.4 角波貼 (木下地、水切共) を更新する。
軒天		(1) 既存7mmガルバリウム鋼板 (共) を撤去し、7mmガルバリウム鋼板 (共) に更新する。



屋根伏図 S=1:100



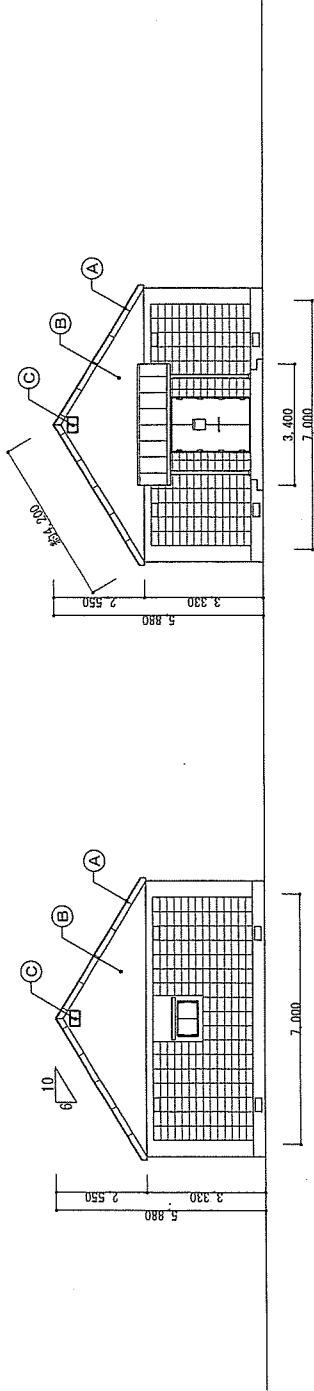
1 階平面図 S=1:100

#48建物改修

件名	図名	図番	縮尺	図示
#48火薬庫ほか屋根補修工事	屋根伏図・平面図	2/1		
北海道補給処白老弾薬支処 令和8年7月8日				

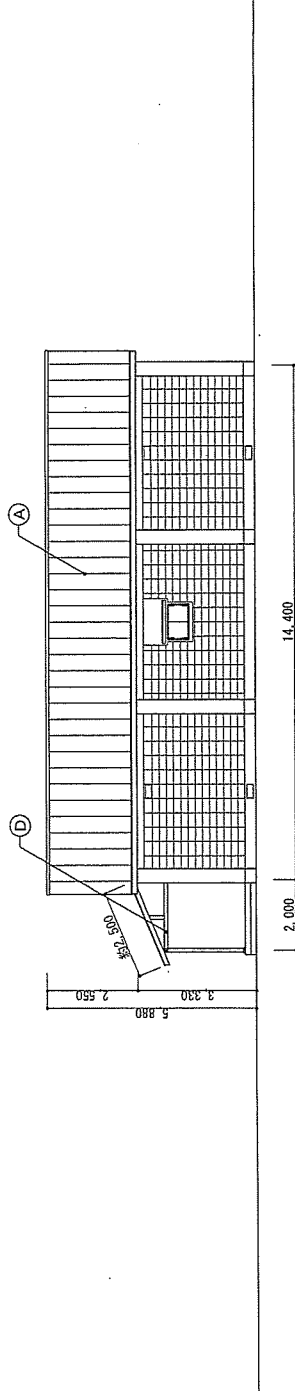
工事完成後要返却
工事関係者以外不許複製

名称	7/8ミカ'アリ
形状・寸法	
数量・見込	4箇所
材質・仕上	7/8ミカ'処理
枠	70

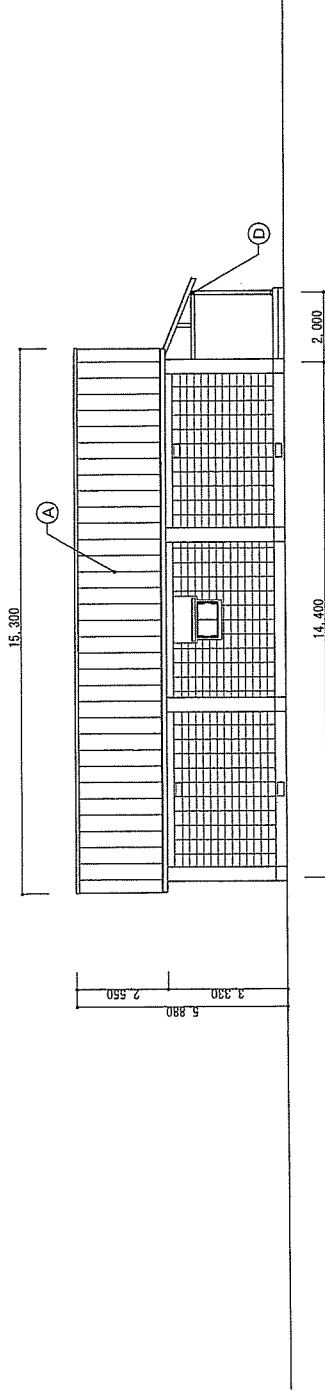


西側立面図 S=1:150

東側立面図 S=1:150



南側立面図 S=1:150



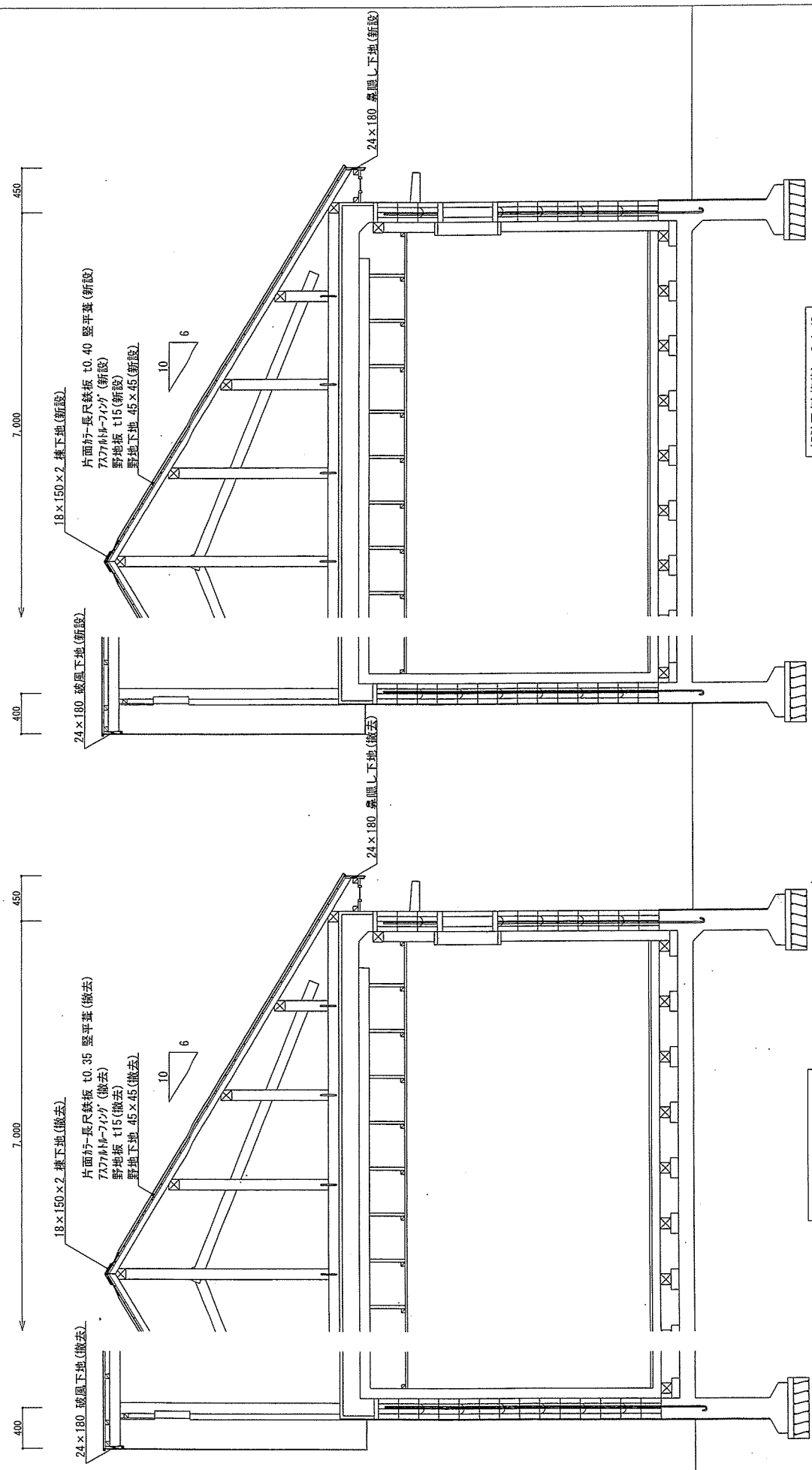
北側立面図 S=1:150

記号	既存	改修後
①	片面がー長尺鉄板 t0.35 堅平葺(撤去)	片面がーが' 1/4' 鋼板 t0.4 堅平葺(新設)
②	片面がー鉄板(既存のまま)	片面がーが' 1/4' 鋼板 t0.4 角波葺 木下地、上部止縁、下部水切り共(新設)
③	7/8ミカ' 250×350 スチー厩共(撤去)	7/8ミカ' 250×350 下部水切り共(新設)
④	庇柱、桁、方杖(既存のまま)	庇柱、桁、方杖(一部補修及び木材防腐剤塗り)

#48建物改修

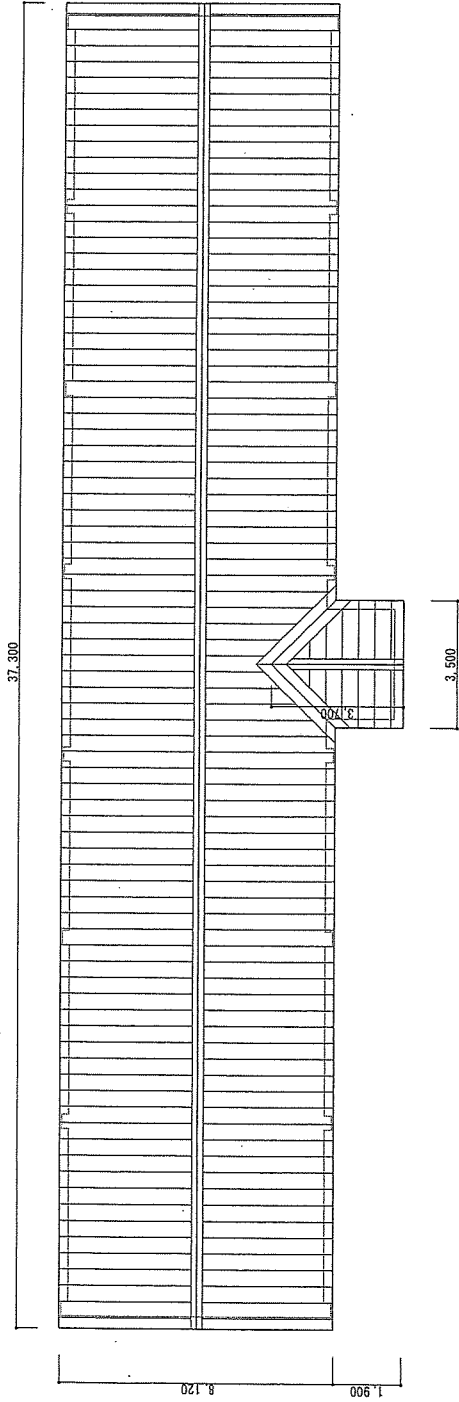
件名	#48建物ほか屋根補修工事	図番	3/7
図名	立面図	縮尺	図示
北海道補給処白老弾薬支処		令和8年7月8日	

工事完成後要返却
工事関係者以外不許複製

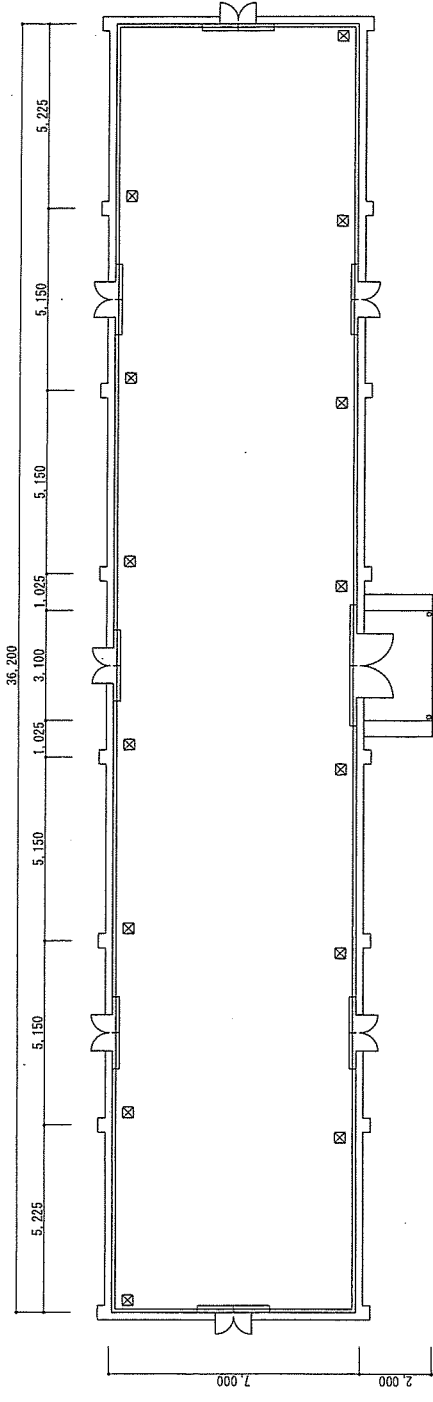


矩計図 (改修前) S=1:40		矩計図 (改修後) S=1:40	
工事完成後要返却 工事関係者以外不計複製		# 4 8 建物改修	
件 名	# 4 8 建物ほか屋根補修工事	図 番	4 / 7
図 名	矩 計 図	縮 尺	図 示
北海道補給処白老弾薬支処		令和 8 年 7 月 8 日	

■ 改修内容		
1. 外部の改修		
屋根	壁	(1) 既存片面が「長尺鉄板 t0.35 堅平葺 (7277mm×7277mm)」、野地板 t15 共」を撤去し、片面が「片面が「mm」鋼板 t0.4 堅平葺 (7277mm×7277mm)」、野地板 t12 共」に更新する。
軒天	建具	(1) 既存7mmが「リ」(45mm×15mm)を撤去し、7mmが「リ」を更新する。



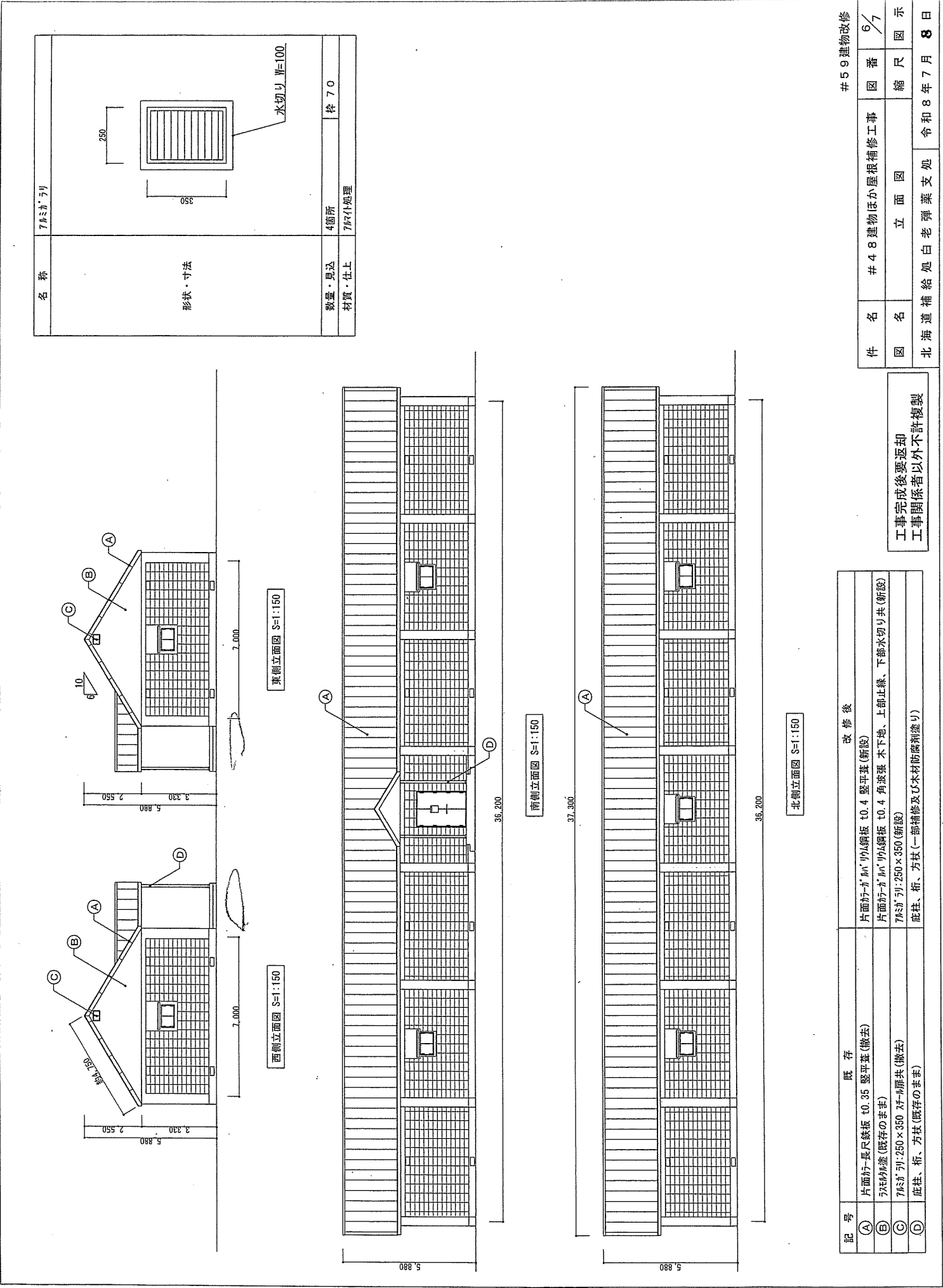
屋根伏図 S=1:100

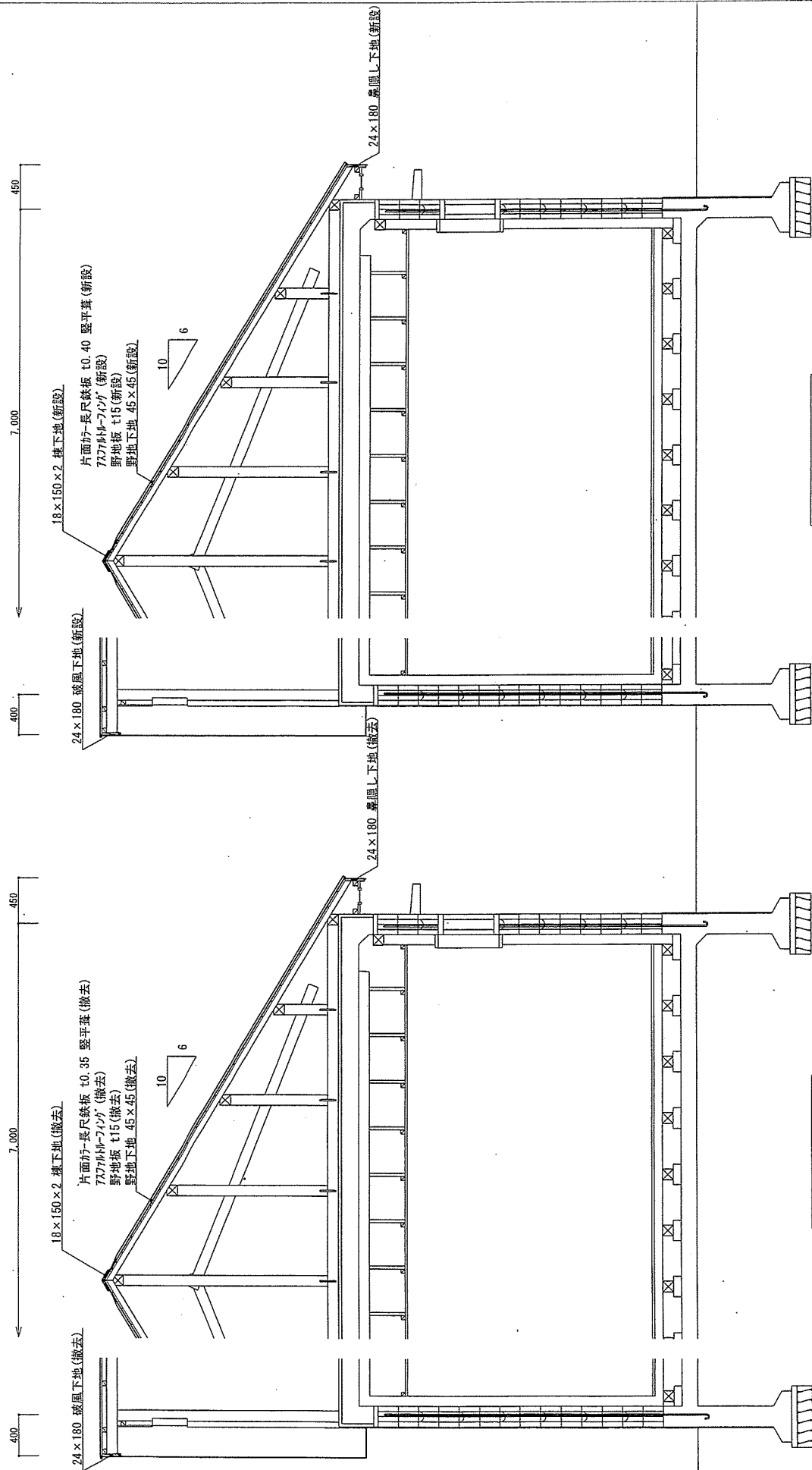


1階平面図 S=1:100

#59建物改修			
件名	#48建物ほか屋根補修工事	図番	5/7
図名	屋根伏図・平面図	縮尺	図示
北海道補給処白老弾薬支処 令和8年7月8日			

工事完成後要返却
工事関係者以外不計複製





矩計図(改修後) S=1:40

矩計図(改修前) S=1:40

#59建物改修		
件名	#48建物ほお屋根補修工事	図番 7/7
図名	矩計図	縮尺 図示
工事完成後要返却 工事関係者以外不計複製		
北海道補給処白老弾薬支処		令和8年7月8日

入札説明書

陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処の#48建物ほか屋根補修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札公告日 令和8年7月13日
- 2 契約担当官等
分任契約担当官代理 陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処会計科契約班長給前
俊二
〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1
- 3 工事概要
 - (1) 工事名
#48建物ほか屋根補修工事
 - (2) 工事場所
北海道白老郡白老町字白老782-1
 - (3) 工事内容及び工事範囲
【別冊図面及び】仕様書のとおり
 - (4) 工期
令和9年3月31日まで
 - (5) その他
ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。
- 4 競争参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 防衛省関係機関資格審査で「建築工事一般」の「A」、「B」、「C」もしくは「D」の格付けを有する者で北海道防衛局に競争参加資格を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
 - (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
 - (4) 防衛省競争参加資格の「建築工事一般」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がC等級以上であること。
 - (5) 平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、上記4(4)の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員とし

ての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。)

なお、当該実績が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 65 点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した工事で 65 点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者

- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

平成 20 年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。)

なお、当該経験が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。また、工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除く。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第 150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 情報保全に係る履行体制についての確認

令和 6 年 4 月 1 日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は別紙第 5（運用通知の別紙様式第 1）の誓約書を提出し、有していない者は別紙第 6（運用通知の別紙様式第 2）の誓約書を提出すること。

- (10) 北海道防衛局が発注した 4 (4)と同種の工事のうち、平成 31 年度以降令和 5 年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。

- (11) 上記 3 に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (12) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。）。)

なお、上記の関係にある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第 6 条第 2 項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合（共同企業体を含む。）の理事
 - e その他、業務を執行するものであって、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (13) 北海道内に建設業法の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (14) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 担当部局

(1) 入札に関する事項

〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科（担当：給前）
電 話 0144-82-2107（内線284）
FAX 0144-82-2105（直通）
Eメール fin-shiraoi-nadep@inet.gsdf.mod.go.jp

(2) 仕様書に関する事項

〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 総務科営繕班（担当：木村）
電 話 0144-82-2107（内線220）

6 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)及び(5)から(14)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア 提出期間

令和8年7月13日（月）から令和8年7月28日（火）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）ただし、最終日は午後15時まで。

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出

ウ 提出場所

上記5(1)に同じ。

- (2) 申請書は、別紙第1により作成する。

- (3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成31年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績」（別紙第2）及び「配置予定の技術者」（別紙第3）に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を1件

記載する。記載様式は別紙第2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚に記載する。

イ 配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第4に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第4に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、その写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

- (4) 競争参加資格の確認は提出期限の日をもって行い、その結果は令和6年9月26日（木）までに書面又はFAX、電子メールにより通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 分任契約担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先

上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記５に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ 提出期日

上記６（１）の通知の日から令和８年８月１７日（月）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時１５分から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

- （２）分任契約担当官は、（１）により説明を求められたときは、令和８年８月１８日（火）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

８ 入札説明書に対する質問

- （１）入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア 提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記５に持参又は郵送等により提出する。

イ 提出期間

令和８年８月４日から同年８月１７日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時１５分から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。郵送等による場合は同年８月１６日午後５時必着

- （２）（１）の質問に対する回答書は、令和８年７月１３日から同年８月１７日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時１５分から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）、上記５において閲覧に供する。

９ 入札方法等

- （１）入札書の提出方法等

ア 提出期間

令和８年８月４日から同年８月２０日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前８時１５分から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は午前１１時まで。郵送等による場合は同年８月１９日午後５時必着

イ 提出場所

上記５に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

- （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に１円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載する。

- (3) 入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金

納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金の10分の3）以上とする。

11 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期間

上記9(1)アに同じ。

イ 提出場所

上記9(1)イに同じ。

ウ 提出方法

上記9(1)ウを参照

- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

- (6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

- (9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開 札

(1) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和8年8月20日(木) 午前11時00分

イ 場 所 白老弾薬支処会議室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。

ア 郵送等による入札者がいない場合、直ちに実施する。

イ 郵送等による入札者がいる場合

(ア) 再度入札の実施日時

令和8年8月25日(火) 午前11時00分

(イ) 郵送等による再度入札の要領

a 送付期限

令和8年8月24日(月) 午後5時

b その他の要領

初度の入札と同様

(6) 情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、別紙第7(運用通知の別紙様式第3)から別紙第10(運用通知の別紙様式第6)までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

13 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の

入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うので、調査に協力しなければならない。

15 配置予定監理技術者の確認

病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

16 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

17 契約書作成の要否等

作成する場合、別冊契約書案により作成するものとする。

18 火災保険付保の要否

要

19 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1) 提出期限

令和8年8月17日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。郵送等による場合は同年8月16日午後5時必着。

(2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

22 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

23 その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は6(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

数量公開の説明書

1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。

なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。

質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

ア 建築工事

「公共建築数量積算基準（平成29年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 土木工事

「土木工事数量調書作成の手引（防整技第15191号(30.9.27)別冊）整備計画局施設技術管理官制定」

ウ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準（平成29年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領（防整技第5008号（令和2年3月30日）別冊第3）整備計画局施設技術管理官制定」

エ 通信工事

「防衛施設設備積算要領（防整技第5008号（令和2年3月30日）別冊第3）整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領（防整技第7779号（令和元年9月27日）別冊第5）整備計画局施設技術管理官制定」

(2) 数量書の様式は、次の書式を参考としている。

ア 建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式 建設工事編（平成30年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事・通信工事

「公共建築工事内訳書標準書式 設備工事編（平成30年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任契約担当官代理陸上自衛隊
北海道補給処白老弾薬支処
会計科契約班長 給 前 俊 二 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

令和8年7月16日付けで入札公告のありました変圧器補修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書6(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書6(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書6(3)エに定める契約書の写し
(契約書の写しの提出を求める場合のみ)
- 4 入札説明書6(3)ウに定める工程表を記載した書面
(工程表の提出を求める場合のみ)

以 上

- (1) 住所、商号又は名称代表者名等を記載し申請してください。
- (2) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼封した長3号封筒を申請書と併せて提出してください。FAX又は電子メールにより申請する場合は、この限りではありません。

同種の工事の施工実績

会社名

工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月～ 年 月
	受 注 形 態	単体／J V (出資比率)
工事概要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	(市街地・軟弱地質等)
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配置予定の技術者

会社名

項	目	主任技術者又は監理技術者
氏	名	
最	終 学 歴	(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、 監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会 社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番 号を記入する。)
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する)
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) 無
申請時における他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
 「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
 「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注
 した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評

工 程 表

工事名 :
会社名 : _____

項目	単位	数量	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■ 工程管理に対する技術的所見

1 未提出であると認められる場合	(1) 工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2) 工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注案件名に誤りがある場合
	(2) 提出業者名に誤りがある場合
	(3) 工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1) 他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

年 月 日

誓 約 書

分任契約担当官代理陸上自衛隊
北海道補給処白老弾薬支処
会計科契約班長 給 前 俊 二 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

弊社は、過去 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

年 月 日

誓 約 書

分任契約担当官代理陸上自衛隊
北海道補給処白老弾薬支処
会計科契約班長 給 前 俊 二 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

業務従事者一覧

監理 (主 任・管 理) 技 術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	(中学校以降を記載)
	職歴	
	業務経験	(特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載)
	研修実績その他の経歴	(特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載)
	専門的知識その他の知見	(特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載)
	資格	(特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載)
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	(特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載)
現場代 理人	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	

現場代理人	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
- 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

業務従事者一覧（記載例）

監理技 術者	氏名	防衛 太郎
	所属	〇〇建設△△支店工務部
	役職	工務主任
	学歴	〇〇中学校→〇〇高校→〇〇専門学校（〇年卒）
	職歴	××工務店→□□工業→〇〇建設（〇年入社）
	業務経験	国内土木工事に従事
	研修実績その他の経歴	特になし
	専門的知識その他の知見	土木工事全般に関する専門的知識
	資格	1級土木工事施工管理技士
	母語及び外国語能力	日本語
	国籍その他文化的背景	日本
	業績等	特になし
現場代 理人	氏名	防衛 次郎
	所属	〇〇建設△△支店工務部
	役職	工務主任
	学歴	〇〇中学校→〇〇高校（〇年卒）
	職歴	〇〇建設（〇年入社）
	業務経験	国内土木工事に従事

現場代理人	研修実績その他の経歴	特になし
	専門的知識その他の知見	土木工事全般に関する専門的知識
	資格	1級土木工事施工管理技士
	母語及び外国語能力	日本語
	国籍その他文化的背景	日本
	業績等	特になし
担当技術者	氏名	担当技術者は配置しない
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
- 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項目	内容
取扱い制限情報に関する社内規則	☐ 社内規則がある
	☐ 社内規則に類する資料がある
	☐ 社内規則及びそれに類する資料がない

- 注： 1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
- 2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。
- 3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出す

〇〇建設社内規則 (例)

第1条 〇〇〇

第2条 〇〇〇

第3条 〇〇〇

第〇条 顧客との契約により、取扱いを制限された情報については、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接してはならず、また、地位を利用して提供を要求してはならない。

第△条 第〇条については、代表者が要求する場合にはその限りではない。

にあるような文言が含まれていれば良い

○ による例外規定がある場合は認められない

年 月 日

申 出 書

分任契約担当官代理陸上自衛隊
北海道補給処白老弾薬支処
会計科契約班長 給 前 俊 二 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 （氏名）

役 員 （氏名）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての氏名を記載すること。

※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
☐ 親会社等が存在しない		

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載する
- 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧（記載例）

親会社	会社名	市ヶ谷興業
	代表者名及び国籍	市ヶ谷 進 国籍 日本
	本社所在地	東京都新宿区市ヶ谷
地域統括会社	会社名	新宿産業
	代表者名及び国籍	新宿 譲可 国籍 日本
	本社所在地	東京都新宿区西新宿
ブランド・ライセンサー	会社名	ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、 コンサルタントは存在しない
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
☐ 親会社等が存在しない		

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載する
- 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項目	内容
取扱い制限情報に関する資料	☐ 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	☐ 上記に類する資料がある
	☐ 資料がない

- 注： 1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
- 2 資料がある場合は、その写しを提出する。
- 3 資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

〇〇建設における情報取扱い理念 (例)

第1条 〇〇〇

第2条 〇〇〇

第3条 〇〇〇

第〇条 顧客との契約により、取扱いを制限された情報については、親会社等の指導、監督等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその情報提供の対象としないこと。

第△条 第〇条については、地域統括会社が要求する場合にはその限りではない。

にあるような文言が含まれていれば良い

○ による例外規定がある場合は認められない

年 月 日

申 出 書

分任契約担当官代理陸上自衛隊
北海道補給処白老弾薬支処
会計科契約班長 給 前 俊 二 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社 （商号又は名称・代表者氏名）
地域統括会社 （商号又は名称・代表者氏名）
ブランド・ライセンサー （商号又は名称・代表者氏名）
フランチャイザー （商号又は名称・代表者氏名）
コンサルタント （商号又は名称・代表者氏名）

※別紙第9の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること

※上に記載した親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー及びコンサルタントから、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

項目	単位	適用	場所	数量計算	項目別合計	備考
I 建築改修工事						
1 仮設工事						
(1) 墨出し	m ²	屋上防水改修準用		#48 (14.4m*7m)+#59 (36.2m*7m)	253.4	図面2, 5
					253.40	
			合 計		253.40	
(2) 養生	m ²	屋上防水改修準用		1 (1) に同じ	253.4	〃
					253.40	
			合 計		253.40	
(3) 整理清掃後片付け	m ²	屋上防水改修準用		1 (1) に同じ	253.4	〃
					253.40	
			合 計		253.40	
(4) くさび緊結式足場	架m ²	※すり木材型 幅200mm 高10mm未満 設置3ヶ月		#48 {(14.4m+1m+1m)*2} *3.8+{(7m+1+1m)*2} *7.6+ #59 {(36.2m+1m+1m)*2} *3.8+{(7m+1+1m)*2} *7.6	688.6	図面2, 3, 5, 6
					688.56	
			合 計		688.56	
(5) 災害防止設備	m ²	養生シート張		1 (4) に同じ	688.6	〃
					688.56	
			合 計		688.56	
2 木工						
(1) 木下地	m ²	屋根垂木組		#48 (15.3m*4.2*2)+(3.4*2.5)+ #59 (37.3m*4.75m*2)+(3.7m+1.9m)/2*1.92m*2	502.1	図面2, 3, 5, 6
					502.12	
			合 計		502.12	
(2) 木下地板	m ²	屋根下地板		2 (1) に同じ	502.1	〃
					502.12	
			合 計		502.12	
(3) 木下地板	m	荒破風板		#48 (15.3m*2+4.2m*4)+(3.42m+2.5m*2)+ #59 (37.3m*2+4.75m*4)+(1.92m*2+1.9m*2)	157.1	図面2, 3, 5, 6
					157.06	
			合 計		157.06	
3 屋根及びとい工事						
(1) アスファルトルーフィング葺	m ²			2 (1) に同じ	502.1	図面2, 3, 5, 6
					502.12	
			合 計		502.12	
(2) 長尺鉄板堅平葺き	m ²	t0.4		2 (1) に同じ	502.1	〃
					502.12	
			合 計		502.12	
(3) 破風鼻隠し	m	t0.4		2 (3) に同じ	157.1	図面2, 3, 5, 6
					157.06	
			合 計		157.06	
(4) 棟納め	m ²	t0.4		#48 (15.3m)+#59 (36.2m+3.7m)	55.2	図面2, 5
					55.20	
			合 計		55.20	
(5) 雨押え	m	t0.4		#48 (3.4m)	3.4	図面2, 5
					3.40	
			合 計		3.40	
(6) 壁角波張	m ²	t0.4		#48 (7.92m*2.55m/2*2)+#59 (8.12m*2.55m/2*2)	40.9	図面2, 3, 5, 6
					40.90	
			合 計		40.90	
(7) 下場水切り	m	t0.4		#48 (7.92m*2)+#59 (8.12m*2)	32.1	図面2, 5
					32.08	
			合 計		32.08	
(8) 上場止縁	m	t0.4		#48 (4.2*2*2)+#59 (4.75*2*2)	35.8	図面3, 6

数量計算書

4 8 建物ほか屋根補修工事

項目	単位	適用	場所	数量計算	項目別合計	備考
				35.80		
			合 計	35.80		
(9) か'り納め	箇所		#48(4か所)+#59(4か所)		8.0	図面3,6
				8.00		
			合 計	8.00		
5 撤去工事						
(1) 既存鉄板撤去	m ²		2(1)に同じ		502.1	図面2,3,5,6
				502.12		
			合 計	502.12		
(2) 木下地撤去	m ²	野地下地撤去	2(1)に同じ		502.1	"
				502.12		
			合 計	502.12		
(3) 木下地板撤去	m ²	野地板撤去	2(1)に同じ		502.1	"
				502.12		
			合 計	502.12		
(4) 木下地板撤去	m	荒破風板撤去	2(3)に同じ		157.1	図面2,3,5,6
				157.06		
			合 計	157.06		
II その他工事						
1 発生材処分						
(1) 発生材積込み	m ³	ホ'・ト'・木材類	(0.045m*0.045m/0.455*502.1(5(2)数量計算より))+(0.015m*502.1(5(3)数量計算より))+(0.024m*0.18m*157.1(5(4)数量計算より))		10.4	図面4,7
				10.44		
			合 計	10.44		
(2) 撤去材運搬	日	小規模・人力積込			1.0	
				1.00		
			合 計	1.00		